災害共済給付システムリニューアルに関する
第１回Web説明会

Ⅲ　給付金の請求事務

独立行政法人 日本スポーツ振興センター（JSC）

JAPAN SPORT COUNCIL

新システムにおける請求手続きの概要

災害共済給付システム

令和9年1月　完全切替による刷新



- 制度の基本的な考え方・請求の流れに変更なし
- 利便性の向上を図るためデジタル化を推進

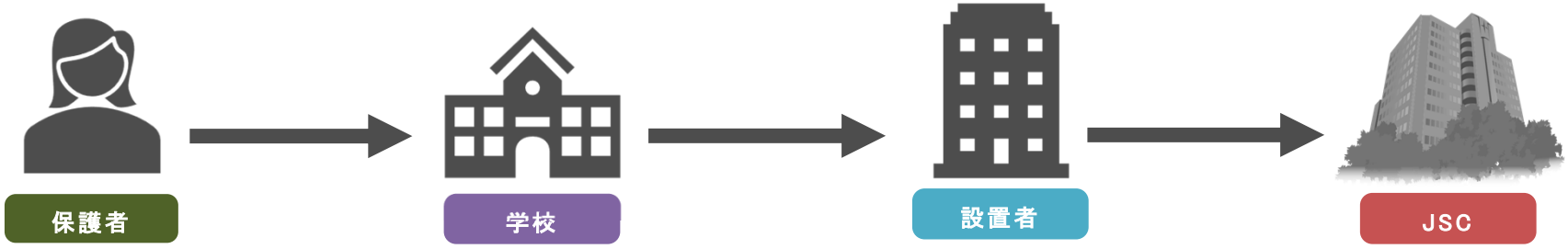
＜主な変更点＞

- ✓ 保護者も本システムの利用者となること

 （スマートフォン等を使って操作）

- ✓ 紙の提出をなくすこと

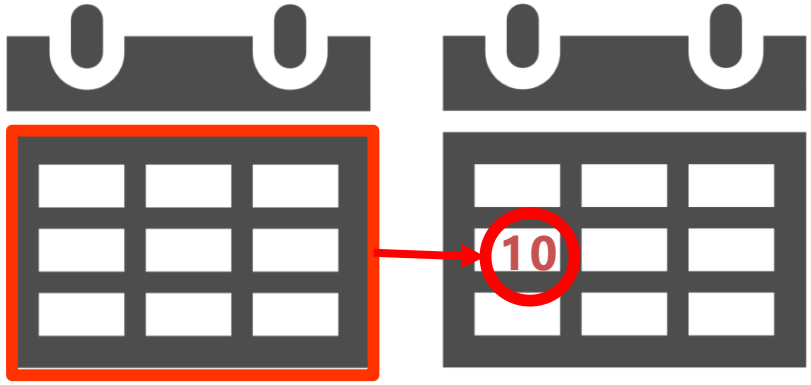
 （請求に必要な書類等は、写真データやPDFデータにてシステムにアップロード）



JAPAN SPORT COUNCIL

新システムにおける請求手続きの概要

【医療費の請求サイクル】



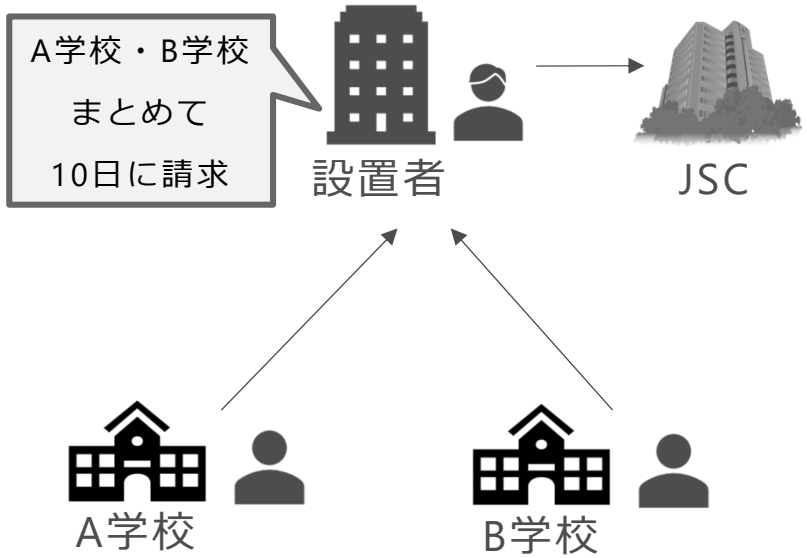
1か月ごとに、毎月分について

翌月10日までに請求

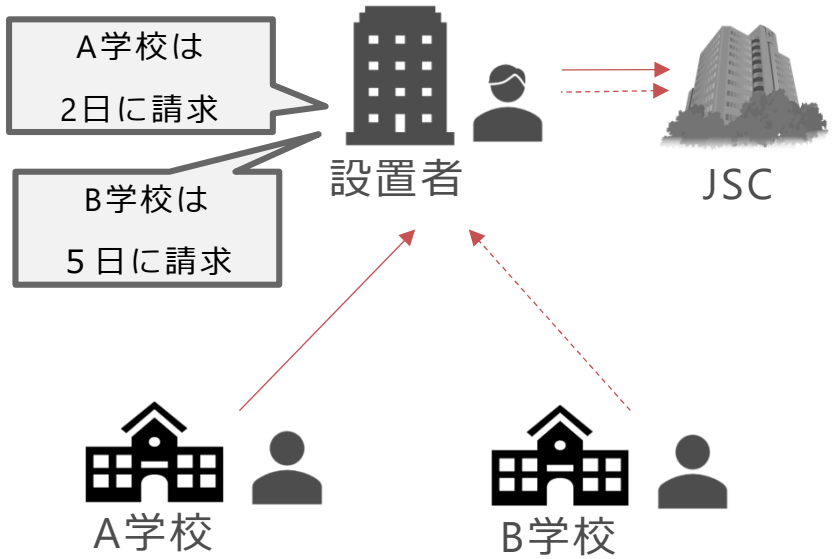
（データを設置者からJSCに送信）

※請求サイクルに変更なし

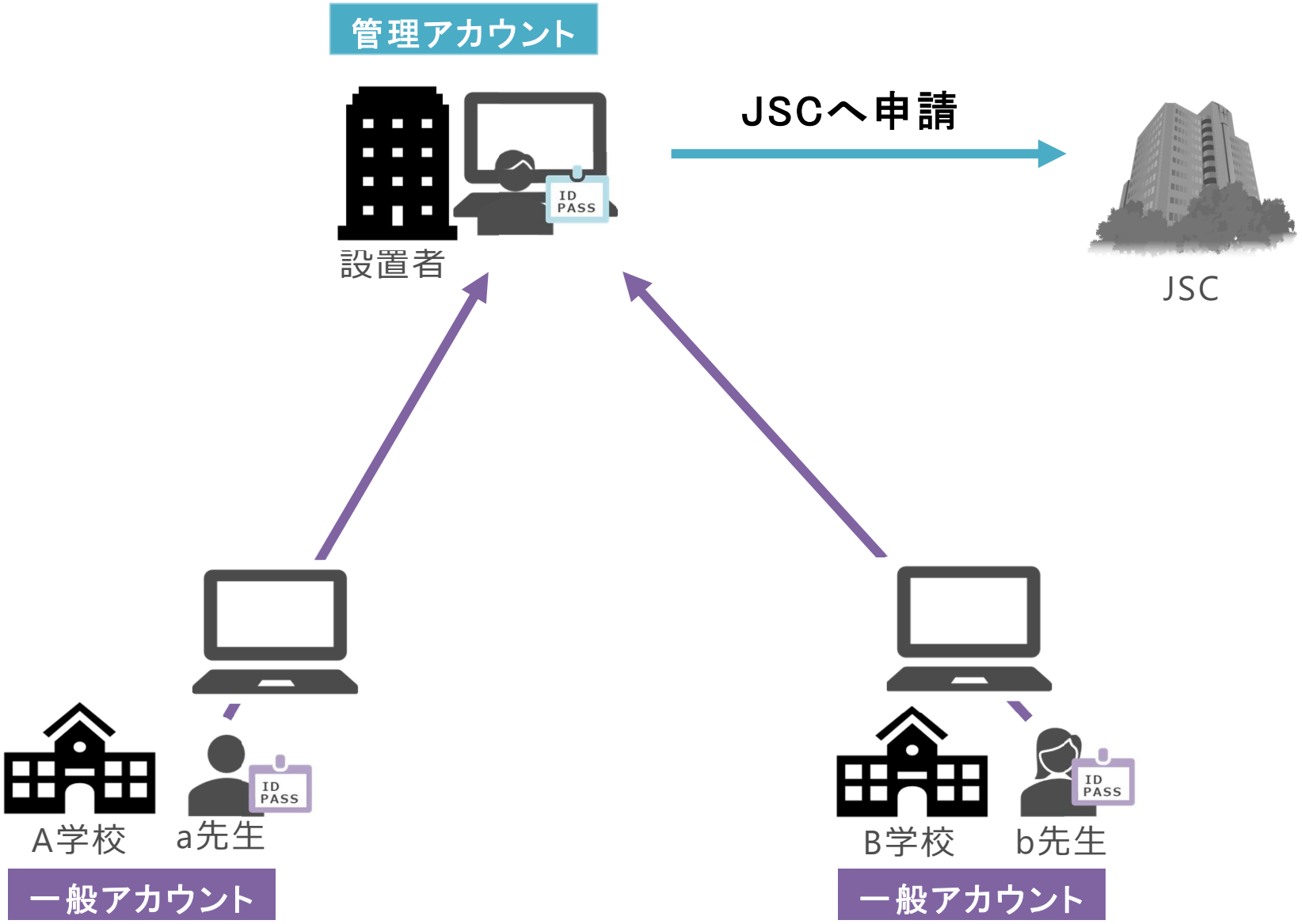
● 管下の学校分をまとめて請求



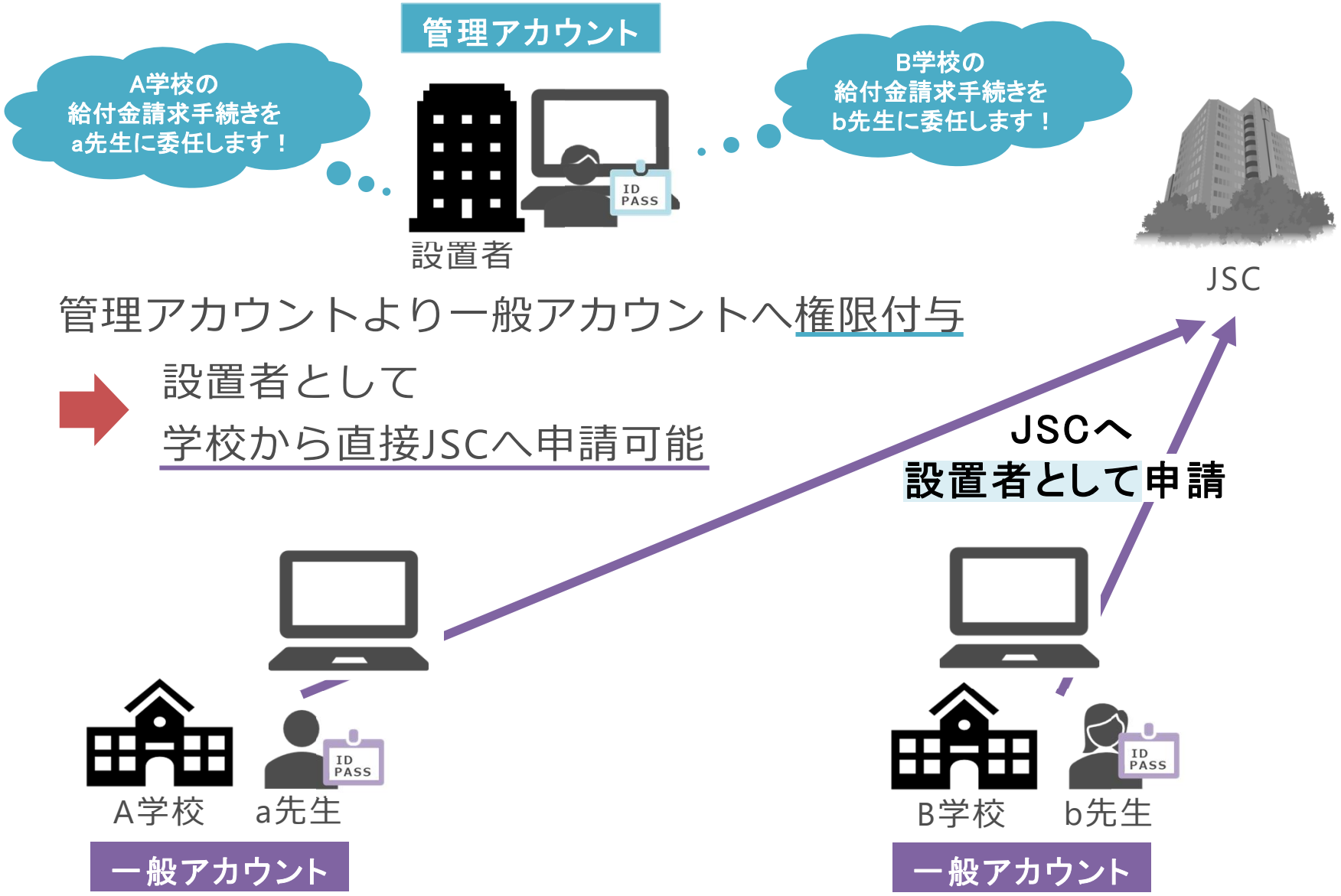
● 学校単位で順次請求



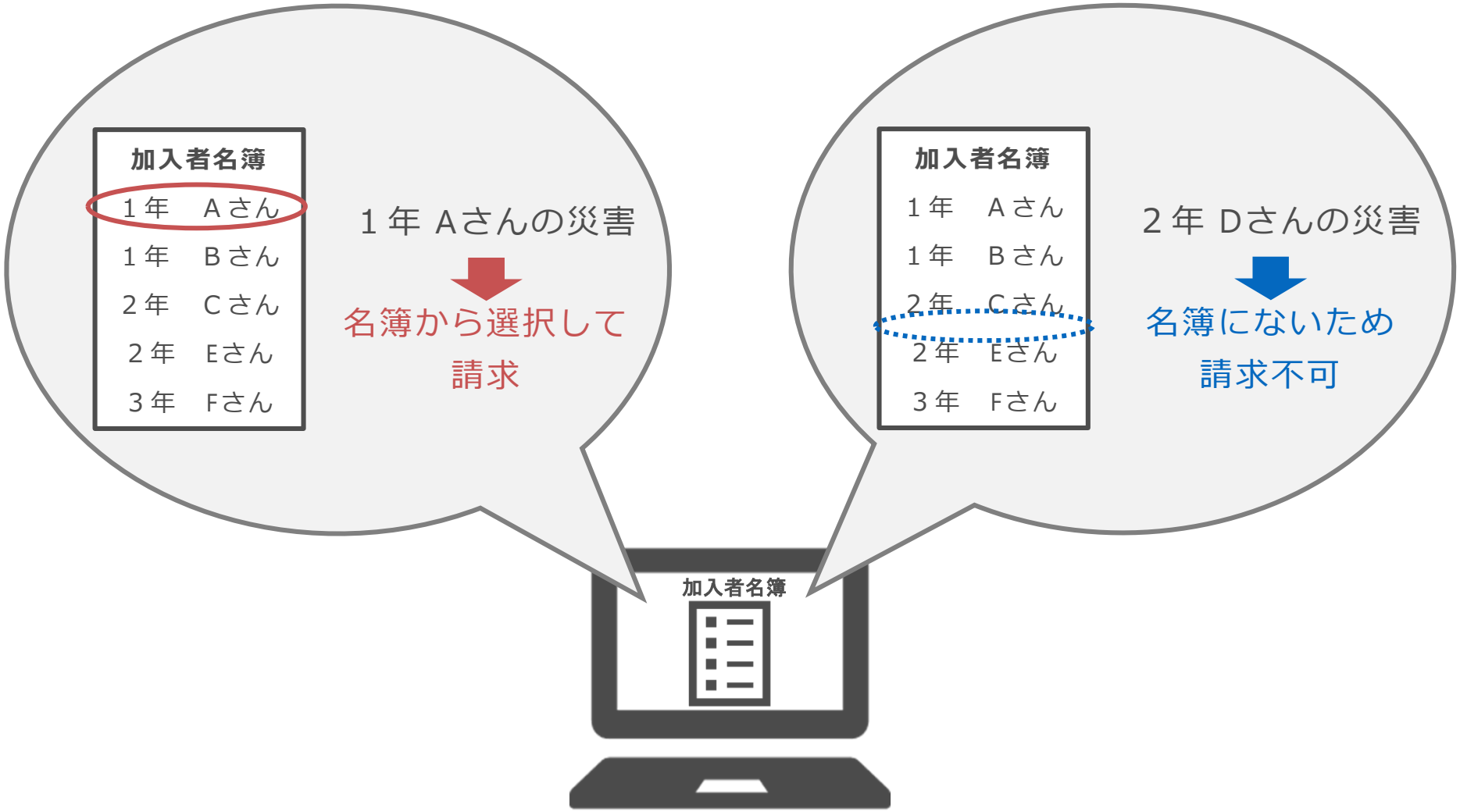
新システムにおける請求手続きの概要



新システムにおける請求手続きの概要



新システムにおける請求手続きの概要



名簿更新及び年度途中の追加加入時に**加入者の情報を登録**

JAPAN SPORT COUNCIL

新システムにおける請求手続きの概要

令和9年度～

加入者名簿
1年　Aさん
1年　Bさん
2年　Cさん
2年　Eさん
3年　Fさん

1年 Aさんの災害

↓

名簿から選択して請求

～令和8年度



名簿の登録がない

↓

児童生徒等の氏名を直接入力して請求



加入者名簿データの登録は**令和9年度の名簿更新から**

JAPAN SPORT COUNCIL

請求時

現行システム：災害報告書または災害継続報告書の作成が必要

新システム　　：**災害報告書のみ**作成が必要





事務負担の軽減

新システムによる給付金請求手続き
学校が行う手続き①

※詳細については、第２回Web説明会（１０月下旬）にてシステム操作方法を含め説明予定

新システムによる給付金請求手続き（学校が行う手続き①）



※災害報告書の作成において、児童生徒等の氏名を選択後、災害発生日時、場所、場合を入力すると　二次元コード入りのお知らせ文書発行が可能

（「医療等の状況」が提出される前に、災害報告書の一部作成に着手）

※システム上で、災害ごとの進捗管理が可能

（いつ、誰の災害の二次元コードを発行し「医療等の状況」の提出を依頼したか等）

新システムによる給付金請求手続き（学校が行う手続き①）



保護者が請求手続きに使用する
二次元コードを学校にて
システムで発行・印刷

『医療等の状況』等の証明用紙
保護者向けチラシとともに
二次元コード
を保護者へ渡す

『医療等の状況』等の
証明用紙へ医療機関にて
ご証明いただく

※災害報告書の作成において、児童生徒等の氏名を選択後、**災害発生日時、場所、場合**を入力すると　二次元コード入りのお知らせ文書発行が可能

（「医療等の状況」が提出される前に、災害報告書の一部作成に着手）

➡ 二次元コードの**有効期間は1日～180日　延長（再設定）可能**

※システム上で、**災害ごとの進捗管理が可能**

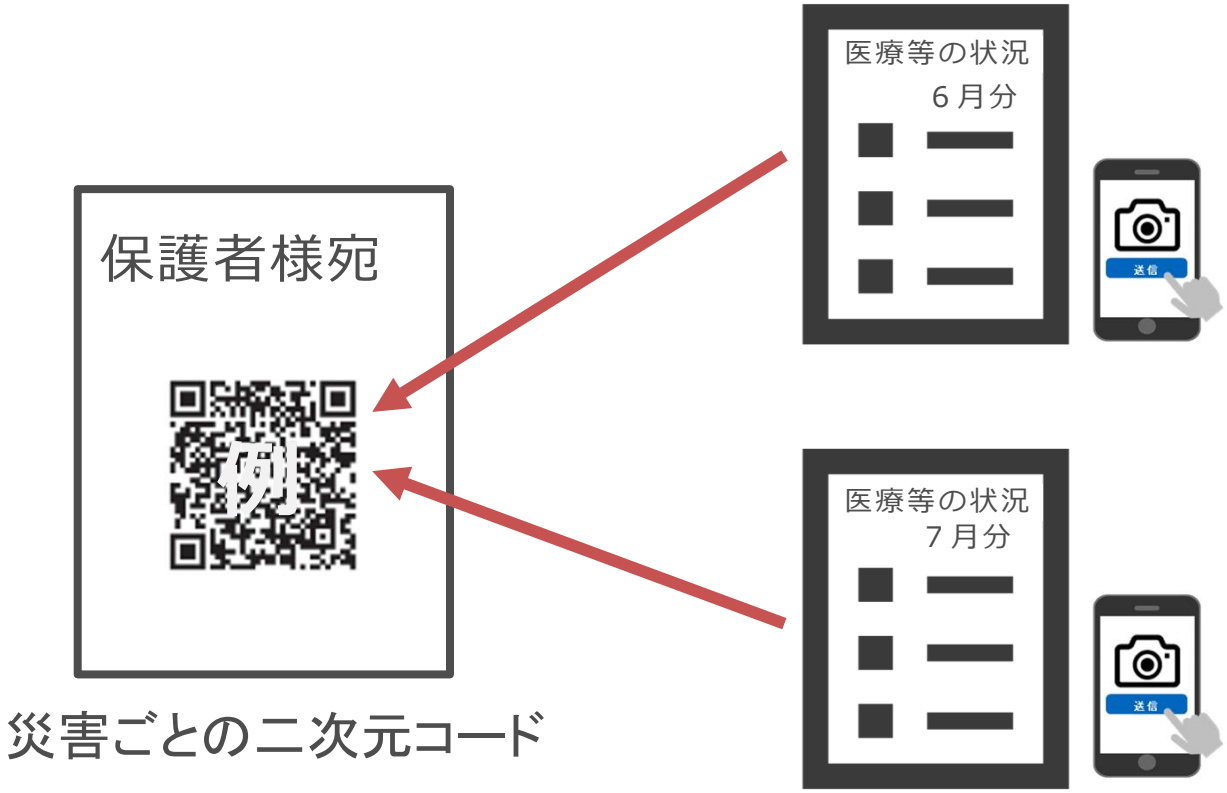
（いつ、誰の災害の二次元コードを発行し「医療等の状況」の提出を依頼したか等）

➡ アップロードされない場合、**適宜保護者に確認を行い時効回避**



保護者が**二次元コードから**
ログインし『医療等の状況』
等を**アップロード**

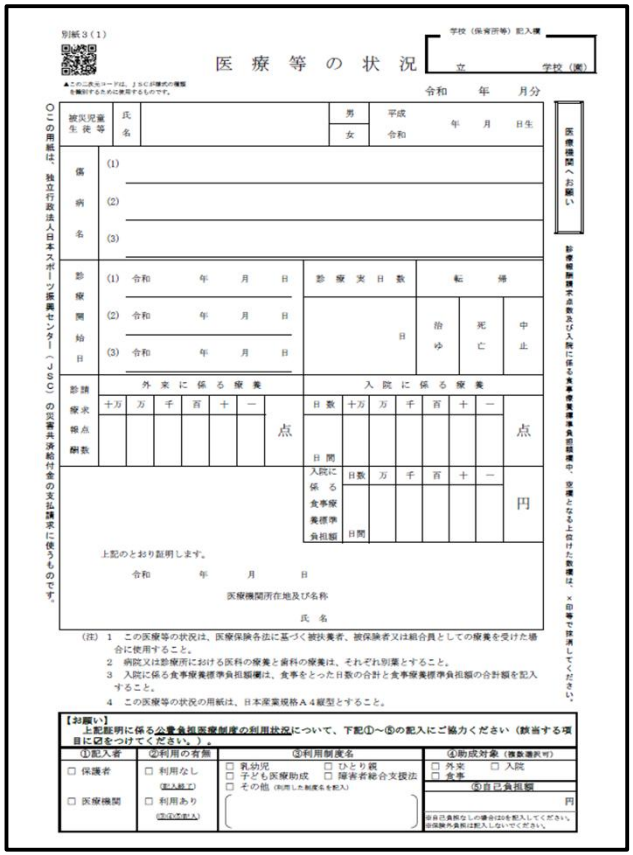
新システムによる給付金請求手続き（学校が行う手続き①）



治療が**複数月にまたがる場合は、同一の二次元コード**からシステムにログインし、各月の「医療等の状況」等の写真データをアップロード

（治療が継続されていく場合は適宜二次元コードの有効期間を延長、再印刷も可）

新システムによる給付金請求手続き（学校が行う手続き①）



別紙３（１）

医療等の状況

学校（保育所等）記入欄

立　　学校（園）

令和　　年　　月分

被災児童生徒等　氏名　男　女　平成　令和　年　月　日生

傷病名　(1)　(2)　(3)

医療機関へお願い

診療開始日　(1) 令和　年　月　日　(2) 令和　年　月　日　(3) 令和　年　月　日

診療実日数　日

転帰　治ゆ　死亡　中止

診療報酬請求点数及び入院に係る食事療養標準負担額欄中、空欄となる上位けた数欄は、×印等で抹消してください。

外来に係る療養　診療報酬請求点数　十万　万　千　百　十　一　点

入院に係る療養　日数　十万　万　千　百　十　一　点　日間

入院に係る食事療養標準負担額　日数　万　千　百　十　一　円　日間

上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

医療機関所在地及び名称

氏名

（注）１　この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。

２　病院又は診療所における医科の療養と歯科の療養は、それぞれ別葉とすること。

３　入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。

４　この医療等の状況の用紙は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

【お願い】
上記証明に係る公費負担医療制度の利用状況について、下記①～⑤の記入にご協力ください（該当する項目に○をつけてください。）。

①記入者	②利用の有無	③利用制度名	④助成対象（複数選択可）
□ 保護者 □ 医療機関	□ 利用なし（記入終了） □ 利用あり（③④⑤記入）	□ 乳幼児　□ ひとり親 □ 子ども医療助成　□ 障害者総合支援法 □ その他（利用した制度名を記入）	□ 外来　□ 入院 □ 食事 ⑤自己負担額 円 自己負担なしの場合は0を記入してください。保険外負担は記入しないでください。

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）の災害共済給付金の支払請求に使うものです。

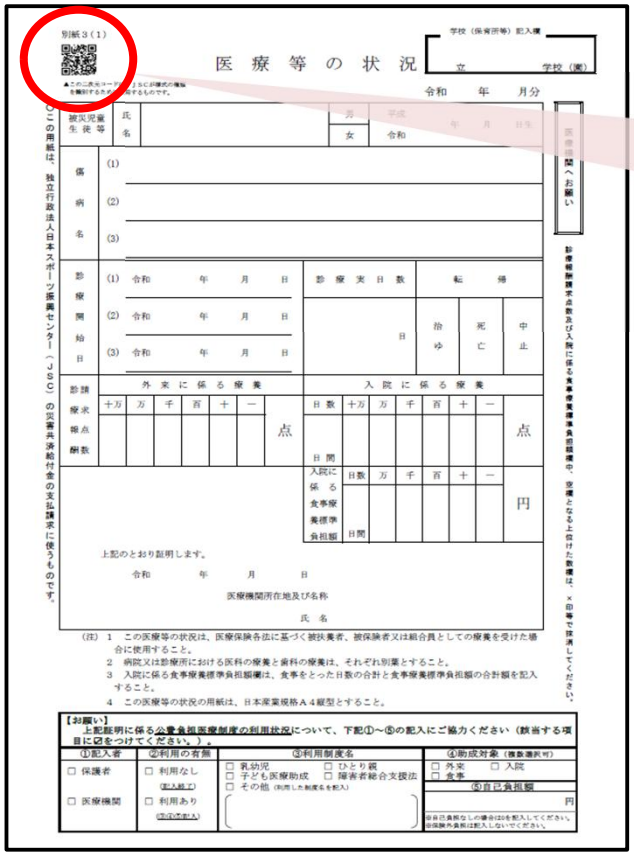


「医療等の状況」等の証明用紙及び保護者向けの説明用チラシ

災害共済給付Webからダウンロード

JAPAN SPORT COUNCIL

新システムによる給付金請求手続き（学校が行う手続き①）



別紙３（１）

医　療　等　の　状　況

学校（保育所等）記入欄

立　　学校（園）

令和　　年　　月分

被災児童生徒等　氏名　　男　女　平成　令和　年　月　日生

傷病名　(1)　(2)　(3)

医療機関へお願い

診療開始日　(1) 令和　年　月　日　(2) 令和　年　月　日　(3) 令和　年　月　日

診療実日数　日

転帰　治ゆ　死亡　中止

診療請求額点数

外来に係る療養　十万　万　千　百　十　一　点

入院に係る療養　日数　十万　万　千　百　十　一　点

日間

入院に係る食事療養標準負担額　日数　万　千　百　十　一　円

日間

上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

医療機関所在地及び名称

氏名

（注）１　この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。

２　病院又は診療所における医科の療養と歯科の療養は、それぞれ別葉とすること。

３　入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。

４　この医療等の状況の用紙は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

【お願い】
上記証明に係る公費負担医療制度の利用状況について、下記①～⑤の記入にご協力ください（該当する項目に○をつけてください。）。

①記入者	②利用の有無	③利用制度名	④助成対象（複数選択可）
□ 保護者 □ 医療機関	□ 利用なし（記入終了） □ 利用あり（③～⑤を記入）	□ 乳幼児　□ ひとり親 □ 子ども医療助成　□ 障害者総合支援法 □ その他（利用した制度名を記入）	□ 外来　□ 入院 □ 食事 ⑤自己負担額 円 ※自己負担なしの場合は0を記入してください。 ※保険外負担は記入しないでください。

写真データをシステムにアップロードする際に使用する**二次元コード**

二次元コード入りの**新様式を使用**

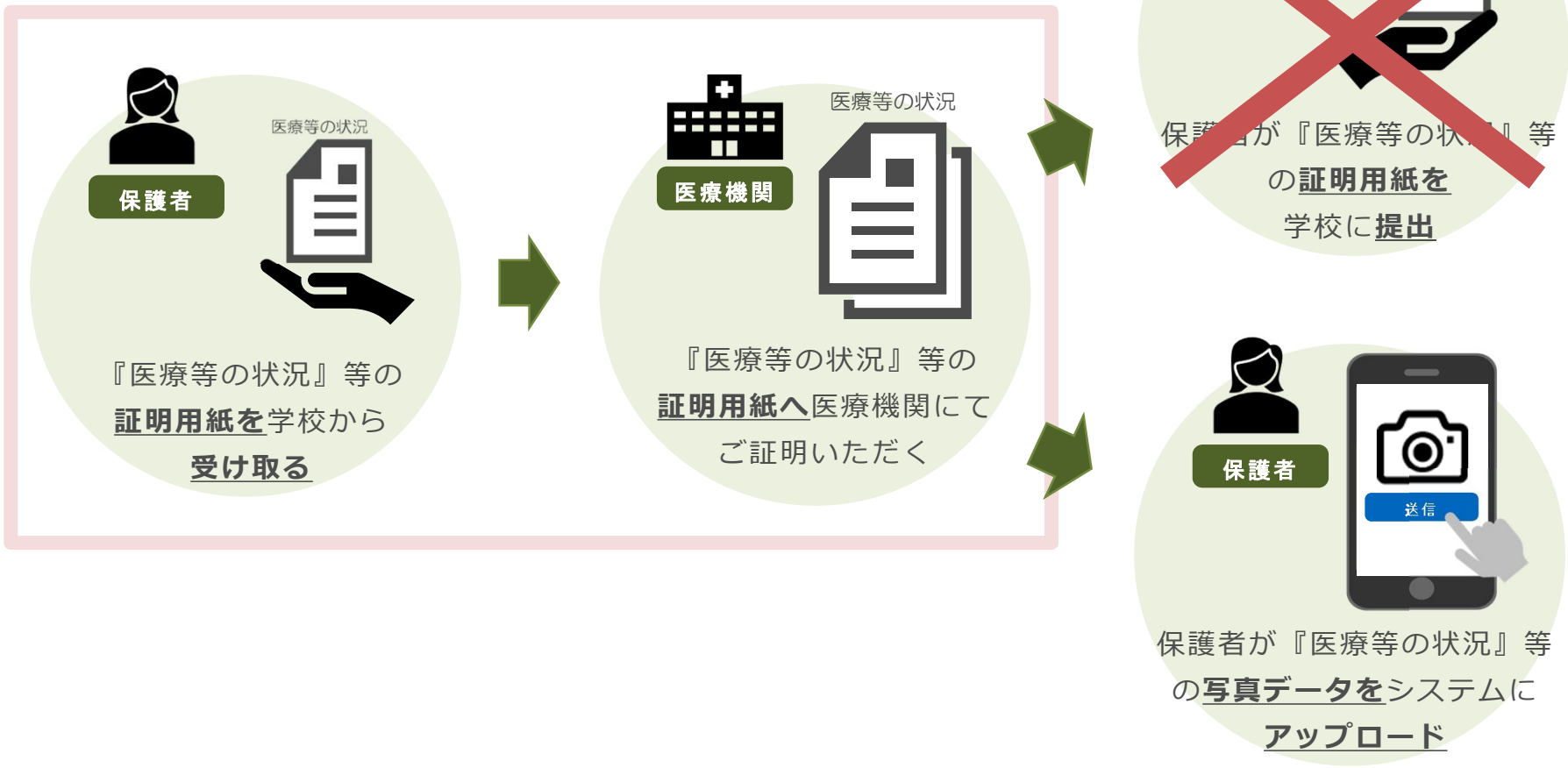
令和8年4月 様式改正

JAPAN SPORT COUNCIL

新システムによる給付金請求手続き
保護者が行う手続き

※詳細については、第２回Web説明会（１０月下旬）にてシステム操作方法を含め説明予定

新システムによる給付金請求手続き（保護者が行う手続き）



JAPAN SPORT COUNCIL

新システムによる給付金請求手続き（保護者が行う手続き）

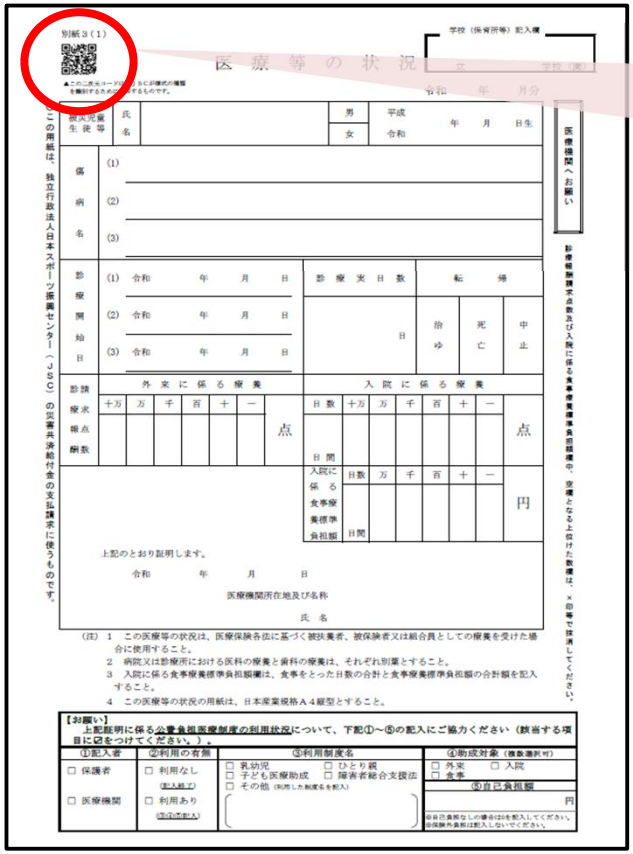


※設計開発中のため画面はイメージです。

- 二次元コードをスマートフォン等で読み取ると、
 システムへのログイン画面が表示
- 初めて利用する場合は、**ID（メールアドレス）・パスワードを登録**
- スマートフォン等で「医療等の状況」等の証明用紙を**写真に撮り**
 システム画面の指示に従い、**写真データをアップロード**

JAPAN SPORT COUNCIL

OCR（光学的文字認識）によりシステムに自動入力



二次元コードにより

様式種別を自動で判別

旧様式の場合、画像が鮮明であっても

様式種別が判別できずに文字や数字を読み取れず

様式の選択や診療報酬請求点数等の入力が必要

手続きの負担を軽減するため新様式を利用

JAPAN SPORT COUNCIL

新システムによる給付金請求手続き（保護者が行う手続き）

- 複数の様式を一度に提出する場合

 （「医療等の状況」と「調剤報酬明細書」、複数月の「医療等の状況」 等）

 ➡ **1枚ずつ写真に撮りアップロード**

- 様式のほかに提出書類がある場合

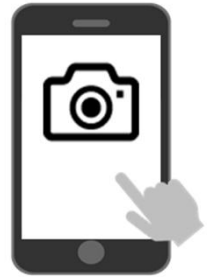
 （「調剤報酬明細書」の明細が別紙、治療用装具の領収書の写し 等）

 ➡ **提出書類を写真に撮りアップロード**

- 高額療養費に該当する場合

 ➡ **「高額療養状況の届」等の証明書類を写真に撮りアップロード**

 必要情報の入力（学校・設置者は閲覧不可）



JAPAN SPORT COUNCIL

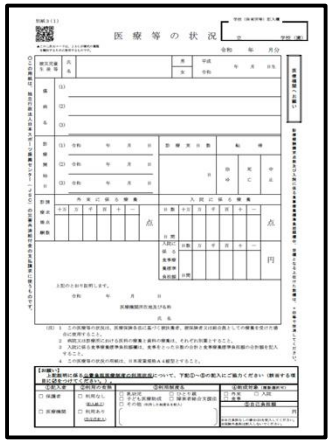
新システムによる給付金請求手続き（保護者が行う手続き）



保護者に負担なく安心して手続きができるよう

保護者向けの説明資料を準備

※スマートフォンをお持ちでないなど、保護者自身で手続きを進められない場合は、学校・設置者にて、データアップロード等の手続きを代行



給付が決定し、給付金を受け取るまで保管



「医療等の状況」等の証明書類の原本は

保護者において保管

※証明内容の確認、訂正が必要な場合には、「医療等の状況」等の原本を医療機関に持参いただき、加筆等をお願いする場合がある

新システムによる給付金請求手続き
学校が行う手続き②

※詳細については、第２回Web説明会（１０月下旬）にてシステム操作方法を含め説明予定

新システムによる給付金請求手続き（学校が行う手続き②）



災害報告書の入力

※保護者が請求手続きに使用する二次元コード入りお知らせ文書作成時に、「災害発生日時、場所、場合」は入力済み

■災害報告書「災害発生状況」欄

＜現行システム＞

(12)災害発生の状況* ・具体的に入力してください ・全角400文字以内で入力してください	例:(いつ)体育の授業中に、(どこで、何を)体育館で跳箱をしていたところ、(どのようにして)踏み切りに失敗し、跳箱にぶつかり転倒して、(どうなった)右足首をひねった。(53文字) 体育の授業中に、体育館で跳び箱をしていたところ、着地に失敗し、右足首をひねった。

自由記述式

＜新システム＞



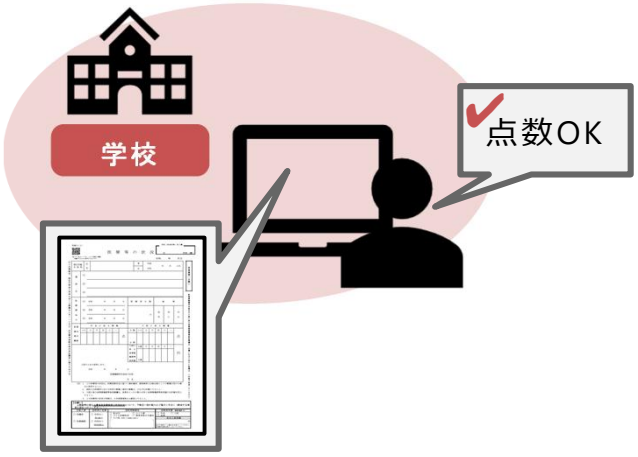
選択式

報告内容の**定型化と簡素化**

※発生状況の詳細が必要な場合は、事故報告書等の資料を別途アップロード

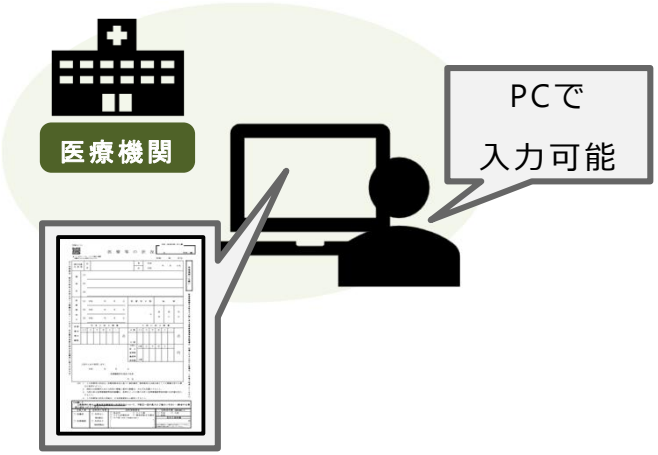
JAPAN SPORT COUNCIL

新システムによる給付金請求手続き（学校が行う手続き②）



自動入力されたデータ（傷病名や医療点数等）と写真データの情報を突合

※様式への記載内容や写真の画質によっては、文字や数字を正しく読み取れない場合があるため、必要に応じて修正ください。



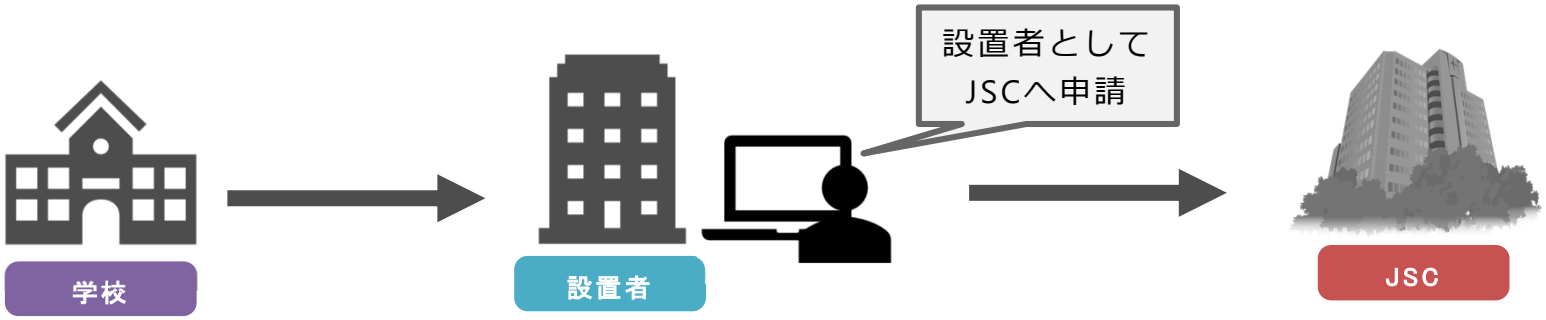
医療機関のパソコンで各様式に直接入力し印刷できる簡易入力フォームの周知

※簡易入力フォームの案内を裏面に掲載した「医療等の状況」を医療機関にお渡しいただく等、周知にご協力ください。

新システムによる給付金請求手続き
設置者が行う手続き

※詳細については、第２回Web説明会（１０月下旬）にてシステム操作方法を含め説明予定

新システムによる給付金請求手続き（設置者が行う手続き）



✔ 給付金の認定に必要となる書類は**全てデータ提出**

※学校又は設置者において、複合機等にてスキャンしたデータを添付することも可能

※レントゲン写真（CD-ROM）など、データで申請することが難しいものについては、JSCへ問い合わせ



新システムにおける給付金の支払

新システムにおける給付金の支払（医療費）

■ 給付金の支払スケジュール



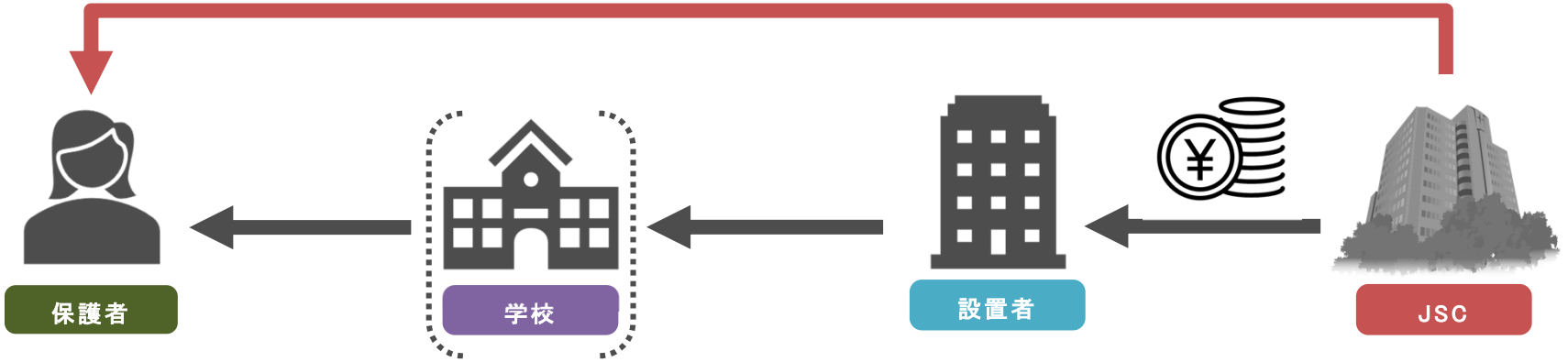
（医療費） 10日までに請求

原則として同月の月末払い

※これまでと変更なし

■ 給付金の送金先

JSCから保護者が登録した口座（保護者口座）に振り込み可能



JAPAN SPORT COUNCIL

新システムにおける給付金の支払（医療費）

【給付金の支払】

●センター法施行令第４条第５項（抜粋）

・センターは、（中略）次の各号に掲げる区分に従い、**当該各号に定める者を通じて**、当該各号に定める児童生徒等の保護者（中略）に対し、給付金の支払を行うものとする

二　公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払

当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会

三　私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払

当該学校を設置する学校法人の理事長

✓ **設置者・学校がJSCからの給付金の送金先口座として保護者口座を指定すること**

✓ **保護者が保護者の口座情報をシステムに登録することに同意すること**

（証明用紙をシステムにアップロードする際に、保護者の口座情報をシステムに登録）

	現行	令和９年１月～
給付金の支払	JSCから**設置者を通して**保護者に支払	以下の２通りから設置者が選択 ①JSCから設置者を通して保護者に支払 ②**JSCから保護者に支払** （保護者も希望する場合）

JAPAN SPORT COUNCIL

新システムにおける給付金の支払（医療費）

設置者・学校・保護者が希望する場合

JSCから**保護者口座**に振り込みも可能



- ✓ **設置者・学校がJSCからの給付金の送金先口座として保護者口座を指定すること**
- ✓ **保護者が保護者の口座情報をシステムに登録することに同意すること**

（証明用紙をシステムにアップロードする際に、保護者の口座情報をシステムに登録）

	現行	令和９年１月～
給付金の支払	JSCから**設置者を通して**保護者に支払	以下の２通りから設置者が選択 ①JSCから設置者を通して保護者に支払 ②**JSCから保護者に支払** （保護者も希望する場合）

JAPAN SPORT COUNCIL

新システムにおける給付金の支払（医療費）

■ 保護者口座への送金を希望する場合

設置者





- 「保護者口座への送金」を設置者が許可
- 設置者口座を設置者が登録

・最低1口座の登録が必要

※送金先として保護者口座を選択した場合でも、
設置者口座への送金に変更となる場合があるため

・最大「管下の学校数＋1」口座の登録が可能

新システムにおける給付金の支払（医療費）

■ 保護者口座への送金を希望する場合

学校





✓ 「保護者口座への送金」を学校が選択

■ 保護者口座への送金を希望する場合

保護者





✓ 保護者口座は証明用紙をシステムにアップロードする際に保護者が登録

・設置者及び学校が「保護者口座」への送金を選択した場合、保護者の口座情報の登録画面が表示

保護者が口座情報の登録を行わない場合は、設置者口座へ送金

設置者・学校・保護者の三者が希望した場合に限り

JSCから**保護者口座への直接送金**が可能

給付金の支払に付随して発生する次の２点は従前どおり

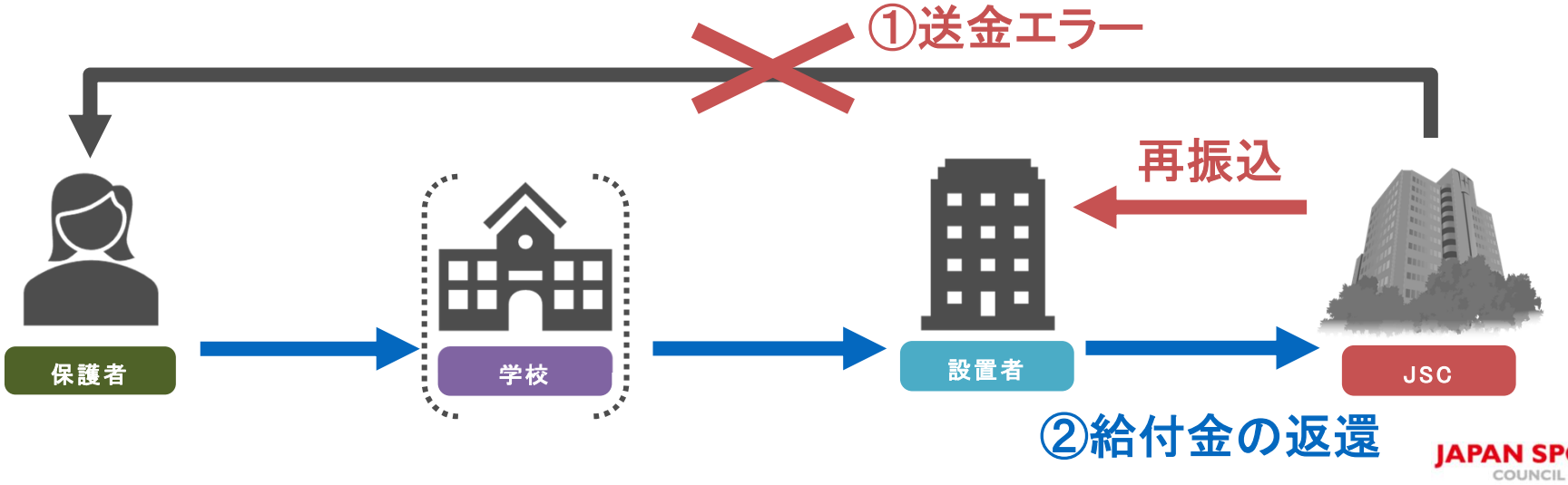
① 送金エラー

保護者の正しい口座を確認して再振込するのではなく、

事前に登録された設置者口座に送金先を変更して再振込

② 給付金の返還

学校・設置者を通じてJSCに返還

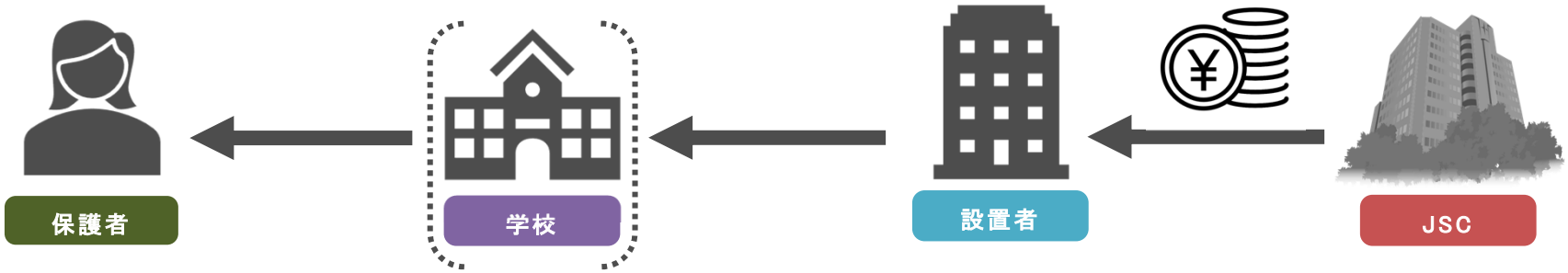


JAPAN SPORT COUNCIL

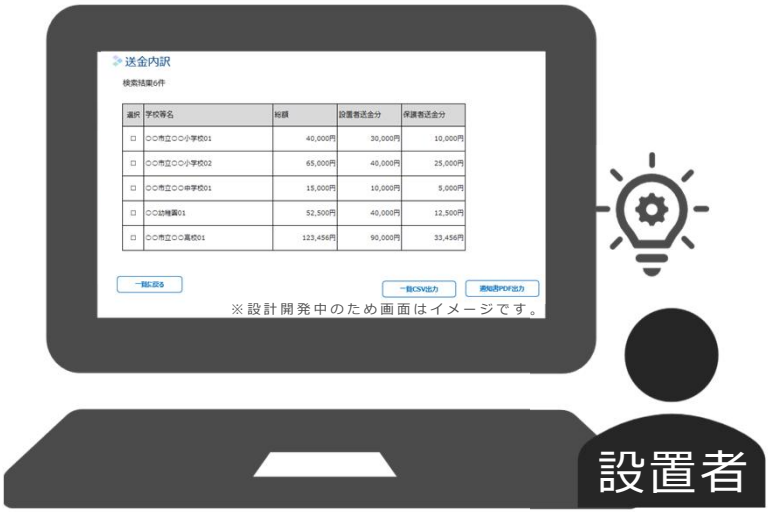
■ 給付金の送金先

・障害見舞金
・死亡見舞金
・供花料
・歯牙欠損見舞金

これまでどおり、JSCは**設置者口座**に振り込み



新システムにおける給付金の支払



審査終了後

・送金日前日までに、システム上で
給付金支払情報をお知らせ

・医療費については、送金先の確認が可能

＜送金日（予定）＞

送金先	対象	送金日
保護者口座	医療費（設置者・学校・保護者が保護者口座送金を希望）	設置者口座送金日の数日前
設置者口座	医療費/各見舞金	月末

送金エラーにも対応

➡ 保護者口座で送金エラー：月末に設置者口座へ再振込

※正しい保護者の口座の確認や保護者口座への再振込は行わない

➡ 設置者口座で送金エラー：正しい口座を確認し設置者口座へ再振込

JAPAN SPORT COUNCIL

新システムにおける給付金の支払



審査終了後

・メール

給付金請求に対する**審査終了のお知らせ**



・システムログイン後

審査結果の確認が可能

（支給・不支給、給付金額）

※設計開発中のため画面はイメージです。

具体的な手続きについては
１０月下旬に公開予定の第２回説明会動画において
システム操作を含めご説明いたします



JAPAN SPORT COUNCIL